

久留米市田主丸財産区かっぱの森 J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、久留米市田主丸財産区有林で認証取得したオフセット・クレジット (J-VER) 及び J-クレジット (以下「かっぱの森 J-クレジット」という。) のカーボン・オフセットに取り組む事業者及び団体、個人 (以下「事業者等」という。) への販売について必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集)

第2条 かっぱの森 J-クレジットの購入者 (以下「購入者」という。) の募集は、久留米市ホームページ等 (以下「市ホームページ等」という。) により行うものとする。

2 かっぱの森 J-クレジットの販売は、久留米市田主丸財産区 (以下「財産区」という。) が保有する数量の範囲内で行うものとし、市ホームページ等においてその数量を公表するものとする。

(販売予定単価及び数量)

第3条 かっぱの森 J-クレジットの予定単価は、別表に定める。

2 最低販売量は 1 t-CO₂ とし、1 t-CO₂ 単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 かっぱの森 J-クレジットの購入を希望する者 (以下「購入希望者」という。) は、かっぱの森 J-クレジット購入申込書 (様式第1号) 及び添付書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、久留米市田主丸財産区管理者 (以下「管理者」という。) に提出する。

ただし、次に掲げる事業者等は対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 次に該当する事業者等

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年 法律第77号。 (以下「暴対法」という。)) 第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等 (暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。) である事業者等

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる事業者等
ウ 役員等 (役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。) が暴力団員等であると認められる事業者等

エ 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用している事業者等

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結した事業者等

カ 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であつて、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わない事業者等

キ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用した事業者等

ク 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与した事業者等

ケ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した事業者等

コ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している事業者等

(3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等

(4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等

(5) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 管理者は、前項の規定による申込みがあつた場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申込みがあつた場合は、先着順に当該申込みの内容を審査の上、購入者を決定する。

2 管理者は、購入の適否について購入希望者に書面等により通知する。

(契約の締結)

第6条 管理者は、前条の規定により購入者を決定したときは、契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、購入者とともに記名押印（契約内容を記載した電磁的記録を作成する場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第1102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。））をするものとする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、かつぱの森Jークレジットの売買代金を、管理者が指定する期日までに、管理者が発行する納入通知書又は管理者の指定する金融機関口座への振込みにより納入する。

(かっぱの森Ｊ－クレジットの移転)

第８条 管理者は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Ｊ－クレジット登録簿システム（以下「登録簿システム」という。）の操作により、財産区の有するＪ－クレジット管理口座（以下「口座」という。）から購入者が指定する口座へＪ－クレジットの移転手続を行うものとする。

２ 管理者は、購入者が口座を保有しない又は口座を指定しない場合、登録簿システムの操作により、購入者を代理して、その売買の対象となるＪ－クレジットについて無効化を行うものとする。

(かっぱの森Ｊ－クレジット売買に係る協定等の締結)

第９条 購入者がその業務上の理由から一定の期間継続してかっぱの森Ｊ－クレジットの購入を希望し、管理者がその必要を認める場合、管理者と購入者は、かっぱの森Ｊ－クレジット売買に係る協定又は覚書を締結することができる。

(裁判管轄)

第１０条 この要領に定めるもののほか、かっぱの森Ｊ－クレジットの売買に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、久留米市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第１１条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第１２条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

２ かっぱの森Ｊ－クレジットを久留米市ふるさと納税の返礼品として販売する際に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成２５年１月２２日から施行する。

この要領は、平成２８年６月２０日から施行する。

この要領は、平成３０年９月１日から施行する。

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

この要領は、令和８年１月１９日から施行する。

別表 J-クレジット販売予定単価

条件	単価（円／t-CO ₂ ）
①特例なし	10,000
②数量特例（t-CO ₂ 基準）	
50 t-CO ₂ 以上 100 t-CO ₂ 未満	8,000
100 t-CO ₂ 以上	5,000
③継続購入特例（回数基準）	
2回目	前回単価－10%
3回目以降	同様に前回単価－10%とする。ただし、最低単価を4,500円とする。

備考

- 1 数量特例と継続購入特例いずれの要件にも該当する場合、より単価の低い特例を適用する。
- 2 単価については、この別表に定めたもの以外とすることができる。ただし、J-クレジット市場の動向や保有クレジット残高等を総合的に判断し、J-クレジット委員会にて決定する。
- 3 特例による単価計算後、100円未満は切り捨てる。